

26 日常生活用具の給付を受けるには

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の不便を解消し、自立した生活を送れることを目的とする制度です。

1 厚生労働大臣が定める日常生活用具

日常生活用具とは、(1) 安全で簡単に使用できるもので、実用性があるもの、(2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、(3) 日常生活品として一般的に普及していないものの3つの要件を満たす、次の6種の用具をいいます。

(1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなど

(2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

(3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養等を支援する用具

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

このうち、重度障害者等がパソコンを利用する際に、通常のパソコン機器のほか必要となる周辺機器やソフトの給付を行っております。(パソコン本体は対象となりません。)

(5) 排泄管理支援用具

ストーマ用装具などの排泄管理を支援する用具・衛生用品

(6) 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

2 申請の手続き

日常生活用具の給付(貸与)を受けるためには、お住まいの市町村担当課で給付(貸与)申請を行います。

3 利用者負担

市町村により給付・貸与種目、利用者負担額が異なりますので、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせ下さい。

[問い合わせ先]

・各市(社会)福祉事務所又は町村福祉担当課